

(様式第 号)

行政視察報告書

令和7年 1 月 31 日

呉市議会議長 殿

呉市議会議員

阪井昌行

檜垣美良

亀井聡美

上村臣男

次のとおり行政視察したので報告します。

1. 視察期日

令和 7 年 1 月 23 日(木)、24 日(金)

2. 調査項目

京都府 京都市： 京都市南青少年活動センターの若者の自立や
居場所づくりに関しての取組について

兵庫県 西宮市： 生活系指定ごみ袋制度に係るごみの減量化の
取組について

愛媛県 松山市： 下水道から浄化槽への区域見直しの取組について

3. 参加議員

阪井 昌行，檜垣 美良，亀井 聡美，上村 臣男

4. 随行者

なし

京都府京都市

■調査項目：若者の居場所づくり～ユースセンターの取組について～

・調査対応者

公益財団法人 京都市ユースサービス協会

事業統括 竹久輝顕 氏(ユースワーカー/キャリアコンサルタント)

京都市南青少年活動センター 所長 横江 美佐子 氏(思春期保健相談士)

京都市青少年・若者・まなび担当課 藤田 健一 氏

・調査期日

令和7年1月23日(木) 10時00分～11時30分

・京都市の概要

人口 1,385,190 人

世帯数 730,333 世帯

・調査目的

先進事例からこども若者の居場所を作る上でどのように取り組むべきかを学ぶ

・調査内容

1. 施設内見学

・京都市内にある7つのユースセンターの中で最も古いセンター

・16:30頃～中学生、18:00頃～高校生が来るような流れ

・多い日で40人程度

・区により生活水準が異なる等地域色もあり、センターの役割も異なる点がある

・ターゲット：南区は中高生が中心（区内：中学5校、高校4校）

・南区内には大学がないため、利用数は少ないが、他区から大学生が来ることもある。大学生も来ることは中高生のいいロールモデルになっている

・不登校の生徒の利用することはあるが、午前～昼過ぎくらいの時間帯で区別

・不登校でも学びたい生徒は信頼できる近くのフリースクールへ繋げる

・学校との時間帯での住み分けもできている

（夕方まで学校、夕方以降はセンターへなど）

●1階フロア（入口はひとつで来る生徒も

屋内：カフェコーナー、個室(ガラス張りだが区切り)、ソファ、本棚、こたつコーナー)、壁面に様々な情報発信スペース、スポーツルーム(鏡張り)

屋外：テニスコート1面

●2階フロア

調理室+食事スペース(昼)、和室、本棚(受験の参考書等)、自習室

■背景

ヨーロッパ(イギリス発祥)のユースワーク、ユースサービスという考え方をもとに若者への関わりを続けている

「若者を育てる」というよりも「若者を権利主体」として捉え、自己選択と決定が保障される自由な活動の場を若者ととともに形成する実践を継続している

キーワードは「若者の場」+「多様な機会」づくりと考え取り組んでいる

■京都ユースサービス協会における主な事業

(1) 本体事業(補助金・助成金事業/自主事業)

—ユースワーカー養成・ネットワーク形成・社会参加促進・学校連携・

子ども若者ケアラー・SRHR・研究開発など

(2) 青少年活動センター(京都市内7カ所/京都市より指定管理を受け運営)

—13～30歳までの方の居場所・活動・相談拠点

(3) 京都若者サポートステーション(2006年～/厚労省、一部京都市より委託)

—15～49歳までの現在働いていない、学籍のない方への就労支援

(4) 子ども・若者総合相談窓口(2010年～/指定管理に含む)

—39歳までの子ども・若者(+その家族・関係者)の総合相談窓口

(5) 生活困窮世帯等の子どもの学習支援業務(2010年～/指定管理に含む)

—市内18カ所で中学生等の学習会を実施

(6) 社会的養護自立支援事業(2017年～/指定管理に含む)

—児童養護施設等の社会的養護を経験した若者のアフターケアの取組

■青少年活動センター(ユースセンター)について

・京都市青少年活動センター条例に規定

・京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者計画)

・1998年協会設立～京都市内1カ所で開始

・旧京都市青年の家(勤労青少年ホーム)より改編し、2001年から対象を変更し
市内7つの勤労青少年ホームを青少年活動センターに改編し、11行政区中、7
カ所で運営

・その他センター以外での活動もある(詳細は後述)

<ユースセンターの役割>

・若者が余暇を過ごす選択肢のひとつであり、若者が社会の中で生きていくための一助

・学校、家庭以外の第3の居場所

・自分がやりたいことが出来る「場」またやらないという選択もできる「場」

・評価されない「場」

・他者仲間と出会う、モノコトと出会う、チャレンジできる「機会」

<運営においての視点>

- ・居場所を提供するという感覚ではなく、居場所をつくるのは「若者」自身であり、若者が主体的に居場所づくりを行ってもらう
- ・日常の関わり＋非日常的なワークショップなどの関わりを行うが、重きを置いているのは日常的な関わり。その中で「若者の声」が聴けると考えている。

<各種活動にかかわるボランティア>

- ・各種事業にボランティアとして若者が参加(年間約 800 名が登録)
- 若者自身がその体験を通して様々な学びとなると考えている。また大学生などの若者と中高生の関わりの中でパートナーとしての相乗効果も期待。

<センターにおける相談>

- ・最初から相談目的で来る若者はかなり少ない
- ・日常のやりとりの中で関係性が育まれ、その延長上で生まれる相談があり、それを大切に考えている。
- ・多様な入口があることが重要

<センターでの活動以外の取組>

- ・7つのセンター共同でユースシンポジウムを開催
- ・センター機能の持ち出し
- 洛西CHOTTO：京都市交流促進・まちづくりプラザをお借りして月2回、中高生世代のための場づくり
- 藤の木セカンドハウス 117：向島ニュータウンの市営住宅を改装し、地域のユースセンターとして活用（月2回若者の居場所として、若者食堂の実施。その他地域のお祭りでの地域通貨の運用など）
- YOUTH STAND：キッチンカーを利用した移動型ユースセンター

<南青少年活動センターの取組>

- ・ワカモノ食堂

おひるまカフェ…土日などお休みの日にきまぐれオープン 15～16 時頃

ゆうがた食堂…毎週火曜、木曜 17～19 時頃

ひまわりカフェ…毎月第2・4土曜日 12～13 時頃

地域の女性会が主となり運営(10年がかりで開始。現在3年目継続中)。

- ・月1回周辺清掃…地域の理解促進のため
- ・みなみだよりを発行…学校
- ・オンラインセミナー年4回開催(フリースクールやLGBTQ+、発達障がいなど様々なテーマで開催)
- ・子ども・若者支援に関わる人のための支援者セミナーを5回に分け開催

【質疑応答】

(問) 市内の児童館はどのくらいあるのか。また連携はどのようになっているか。

(答) 京都市内は 130 か所。南区は 13 か所。密に連携は取るよう意識はしている。

(問) ユースセンターは登録制か。

(答) 登録はなし。支援事業を受ける場合は登録が必要である

(問) ユースセンターの運営体制。

(答) 基本 6 名。1 名は事務員。大きさによって変動はある。

(問) 働く職員の方の資格は何か必要なのか。

(答) 特にない。ヨーロッパでは確立されている方も

公認心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、教師などそれぞれバックグラウンド福祉と教育の中間施設という感覚。資格は必要ないが、ユースワークなど日々学びは深めるように取組んでいる。実践を通して今後に生かすという考え方で運営している。立命館大学と共同研究をしており、ユースワーカー養成プログラムを立案している。

(問) 年齢層はどの職員が多いか。

(答) 20～30 代が最も多い。朝 9 時～夜 9 時までの 2 交代で運営。

(問) 利用者が成人後、ボランティア等で帰ってくる事例はあるか。

(答) ボランティアもあるし、職員でもいてくれていて嬉しく思っている。逆に悲しい事例も経験したこともある。きれいなことばかりではなく、こども同士がけんかになることや友だちに手をあげるこどももいるがそこは厳しく伝えるようにしている。

【呉市での展開の可能性】

今年度(令和 6 年度)に呉市こども計画が策定される運びであり、こども若者を権利主体として捉え、様々な施策にもこども若者の声が反映されるようなまちへと成長していくことを期待している。その上で現在は市内に中高生や若者の居場所が少ないことが課題である。また居場所をつくるというハード面での事業とともにどのように中高生、若者に関わり寄り添っていくかが課題であると考え、今回、先進的にユースワークという考え方をもとに事業を進められている、京都市の事例を調査させていただいた。

印象的であったのはセンターを利用した中高生が就職後、職場の悩みを相談しに来所したケースである。職場には相談しにくい、親も心配かけてしまうということからセンターを思い出したのであろう。このことはセンターが強制的に何かをさせるという場ではなく、いつも近くにいる存在また安心して悩みを相談できる存在であ

ったということの証明だと考える。子育てというと妊娠、出産から幼い時期を想像しがちであるが、思春期の親が関わりにくい中高生の時期を地域でともに育てるという意識は呉市においても重要な共通項であると考え。そのために、ユースワーカーといった研修制度を活用し、関わる側の人材育成を行っていく必要がある。

また京都市では行政区ごとにセンターがあったが、呉市においてはそれぞれの地域の状況を調査し、ユースセンター以外の活動事例にもあったが、公共施設を一部一時的に借りる、市営住宅の改装により地域のユースセンターを地域活動の中で共存しながら行う、またキッチンカーを活用した大学と連携した定期の場づくりなど各地域にあわせた多様な取組みを推進していきたい。

兵庫県西宮市

■調査項目

生活系指定ゴミ袋制度について

・調査対応者

環境局 環境事業部長 森川信也

環境事業部美化企画課長 薮内賢輔

環境施設部施設整備課長 太田智之

環境施設部施設管理課長 高橋能正

・調査期日

令和7年1月23日（木） 14時～15時30分

・西宮市の概要

人口：482,151人

世帯数：221,878世帯

・調査目的

呉市においても、令和8年度より燃えるゴミとプラスチックごみの分別が開始されることから、市民に向けて事前にアプローチできることや準備しておくことなど調査し、事業がスムーズに運ぶような提案する

・調査内容

【西宮市からの説明】

地球温暖化や海洋プラスチック等の地球環境を脅かす環境問題は深刻化が進んでおり、環境負荷の低減や持続可能な循環型社会への転換が求められている。

一般ゴミの分別排出の徹底及び再資源化を推進するにあたり、一定の効果が得られる有効策の一つである指定袋制度を令和4年4月より導入。

（指定袋制度の導入の目的）

- ・ゴミの減量化及び再資源化の推進
- ・最終処分場の延命化、将来的なゴミ処理経費の削減
- ・適正な分別排出の徹底
- ・家庭系と事業系のゴミ袋を明確にすることでゴミステーションの適正排出
- ・指定ゴミ袋の中身を見えやすくし、収集作業時に安全性確保と効率化

（一般廃棄物処理基本計画の進捗）

・ごみ総排出量	平成28年度基準	可燃ごみ▲26,306 t	18.8%
		不燃ごみ▲668 t	9.4%
		資源等 ▲4,568 t	25.1%

・生活系ごみ排出量	平成 28 年度基準	可燃ごみ▲9,965 t	12.8%
		不燃ごみ▲417 t	6.7%
		ペットボトル+324 t	44.9%
・事業系ごみ排出量	平成 28 年度基準	可燃ごみ▲16,341 t	26.1%
		不燃ごみ▲25 t	29.6%
		粗大ごみ▲623 t	45.9%

(市民への事業報告)

- ・ごみ減量・再資源化促進に効果がでています 西宮市政ニュース R4 年 9 月
R5 年 2 月
R5 年 11 月

(製品プラスチックとその他プラスチック資源を一括して収集)

モデル事業として一部(1200 件)の指定地区に R5 年 6 月～7 月の期間実施
事前に 4 回の通知を行う

(結果報告)

- ・指定ゴミ袋実施時+1339 t ・製品プラ一括収集+1039 t

(令和 8 年度から新分別区分)

可燃ごみ 週 2 回指定ゴミ袋

不燃ごみ 週 1 回共通指定ゴミ袋

プラスチック資源 週 1 回共通指定ゴミ袋

粗大ごみ 随時

資源 月 2 回 新聞・段ボール・古本等(古着は共通指定ゴミ袋)

月 2 回 缶・ペットボトル 共通指定ゴミ袋

(ゴミ拾い活動を見える化するアプリの運用開始)

「ピリカ」(アプリ)で個人や団体が清掃活動の様子を写真などで投稿

【質疑応答】

(問) ゴミ袋代だけを市民が負担するが、製造業者によって値段が違うことに市民は納得しているのか

(答) メーカーが決めて販売しているが、市が手数料を取っていると勘違いされる。バラバラのお値段は手数料を取っていないのが証拠である
値段を統一すると、市が一手に買い取って販売することになりまとまった費用と商品の在庫をストックする倉庫がいる

(問) プラスチック資源(ペットボトル含む)の袋も有料か

可燃ごみの袋は石油由来の製品なので低価格だが、不燃ごみやペットボトルはバイオマスを使った製品であるため割高になる

(問) プラスチック資源のゴミ収集は週 1 回でまにあうのか

(答) 一般家庭 2 人～4 人の家庭であれば週 1 回でまかなえる 15%増

(問) 分別の種類が多いが市民が対応できるか

(答) R8 年からの導入に R7 年 1 月から説明に入る ホローごみ冊子

(問) 分別の必要の意識改革について

(答) 有料事態に反対意見もありましたが、なぜ減量するのか(環境のために)の理由をしっかりと説明する

(問) 年間 CO₂の削減は

(答) 年間 10,000 t 分別した後の資源化になるまでの動画作成
年間 2 回全市民全域でクリーン活動する(延べ、70,000 人参加)

【呉市での展開の可能性】

今後、呉市においてもプラスチック資源の分別収集を行うが、市民への理解を求めるために、なぜ分別をするのかしっかりと説明すること

効果がでていることの報告をすること

協力したことでより良い環境になっていること(フィードバックすること)

愛媛県松山市

■調査項目

下水道から浄化槽への整備区域の見直しの取組について

・調査対応者

松山市公営水道局上下水道部

尾崎孝輝副部長，日野坪信彦整備課長 村上整備課主幹

松山市環境部環境指導課

友近利幸副主幹，友澤奈緒主事

・調査期日

令和 7 年 1 月 24 日(金) 14 時～15 時 30 分

・松山市の概要（令和 6 年 4 月 1 日）

人 口：497,887 人 （四国最大の中核市）

世帯数：254,862 世帯

・調査目的

呉市も平成の大合併から 20 年が経過。合併した周辺地域では公共下水道も敷設されていない地域もあり、公共下水道を完備していくには莫大な投資が必要となる。また、高度成長時代に埋設した下水管も老朽化し、維持管理費も恒久的に求められる。国の指針も、令和 8 年度を目標に「各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」を目指す事と示されている。下水管の老朽化対策は喫緊の課題ではあるが、今後、呉市においても下水計画の見直しが必要ではないかという事で先進地の松山市を参考にすべく訪問させて頂いた。

・調査内容

【松山市からの説明】

テーマ：松山公共下水道全体計画見直しについて

松山市では頻発する局地的大雨や地震・津波などの自然災害、下水道施設の老朽化への対応など、汚水処理施設の整備以外にも取り組むべき政策が多くある。

また、今後進行していく人口減少により、財政面での厳しさも増していくと予想されることから、より効率的で効果的な下水計画を策定する必要があるため、下水道計画の見直しを行った。

○松山市の現状について

令和元年に下水道計画の見直しを行った。投資効果の高い市街化区域は今まで通りの公共下水道の計画区域とし、市街化調整区域については原則合併処理浄化槽によ

る汚水処理区域に転換していく事を決めた。従って、公共下水道全体計画から市街化調整区域を削除した。

松山市には 5 つの処理区があるが、1 か所は隣町の砥部町にて汚水処理をして頂いている。市内 4 か所中、中央浄化センターは昭和 37 年に四国で始めて処理区を開設した箇所である。

●計画見直しの基本方針

① 効率的で適正な計画区域の設定

- ・人口密度が高く、汚水処理にスケールメリットが働き、投資効果の高い「市街化区域」はこれまで通りの「公共下水道の画区域」とする。
- ・家屋が点在し、管渠を敷設するよりも個別処理による整備が有利な「市街化調整区域」は「合併処理浄化槽で汚水処理する区域」とする
- ・市街化区域についても早期の下水道整備が可能となるよう「処理区域を再編」する

② 社会情勢の変化に対応した計画人口の設定

- ・将来の行政人口の減少を加味した計画人口を設定する。

③ 処理施設規模の適正化

- ・パブリックコメントを通じて計画区域・人口を設定し、計画汚水量を算定後に処理場の施設規模の見直しを行う。

●計画の期間

- ・下水道計画は、概ね 20 年後の都市像を見据えて設定する事とされているため、平成 29 年度に定めた「第 4 次松山市下水道整備基本構想」の目標年度より、さらに 10 年先を見据え、令和 18 年度を計画の目標年度と決定した。

●計画の見直し方法

- ・パブリックコメントで頂いた意見を全体計画の諸元に反映し、決定した諸元に基づいて、函渠や処理場などの施設計画を定めた。

【流れ】

基礎調査→計画区域・諸元（案）の作成→パブリックコメントによる意見の検証（R1.10 月実施）→計画区域・諸元の決定→全体計画（施設計画等）の決定（R2.3 月「今回」）

●全体計画の区域に直しケース

- ・全体計画の区域の見直し案は、人口密度や整備状況、都市計画との整合性を考慮して 4 つのケースに決定。処理区・処理区分の分割については、既存の全体計画を基本としている。

【質疑応答】

(問)浄化槽の設置に関わる費用と公共下水道を比較しての費用体効果は？

(答)浄化槽の設置費用とその後のランニング費用、それに対して、公共下水道を設置した場合の費用を算出して、見直した区域の方へ説明をした。

(問)市民への説明とパブリックコメントの反応は？

(答)賛成の声は多く頂いたが、反対の声は頂いていない。

(問)単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換設置した場合への補助は？

(答)見直しの計画に伴い、大幅に増額をさせて頂いた（約 1.3 倍強）
高齢者の方で設置の変換が難しい方もおられ全国的な課題。

(問)下水管の本管からポンプアップする場合の経費の負担は？

(答)収益の上がる所には、マンホールポンプを設置するが事があるが、基本は個人の負担で設置するケースが多い。下水本管から第 1 枡への接続は市が行うが、敷設時期に限り行い、それ以外での申し出は個人負担。

(問)本管につなぐことができずにになっている事例はないのか？

(答)まれにあるが、丁寧な説明をしている。

(問)本管が目の前まで来ているのに接続しない家庭は何世帯あるのか？

(答)約 10%ある。

(問)災害時に管理できるような浄化槽の台帳の様なものはあるのか？

(答)浄化槽協会が管理している。情報を共有している。

【呉市での展開の可能性】

呉市も平成の大合併から 20 年を迎えた。今後、全国的にも呉市においても高齢化と人口減少に歯止めがかかっていない状況を鑑みて、効率的で効果的な下水道計画の見直しが必要ではないかと思う。

下水管の老朽化が全国的にも話題となっているが、今後の管渠の更新計画の費用面と計画を市民に示したうえで、最優先として考える政策は既存敷設の維持管理への理解を可視化して理解を求める事が必要と思う。